

はじめに

医師の時間外労働規制が始まる令和6年4月まで、残すところあとわずかとなりました。各医療機関においては、宿日直許可申請、医療機関勤務環境評価センターの評価受審、特定労務管理対象機関（B・連携B・C－1・C－2水準）の指定申請などの準備作業に追われていることと思います。

私も、埼玉県医療勤務環境改善支援センターの医業経営アドバイザー・医療労務管理アドバイザーとして、多くの医療機関の支援を行っていますが、その中で、あらためて医師の時間外労働規制についてその法的根拠を問われ、大変苦労しました。関係する法令及び通達が労働法制と医事法制に分かれ、それらを一覧できるものがなかったためです。

例えば、皆さんは、長時間労働の医師に対する面接指導や勤務間インターバルが確保できなかったときの代償休息について、それらに関する記録の保存期間や、実施できなかった場合に都道府県知事から改善命令が出されたり、罰則が適用されたりすることをご存知でしょうか。

実際に医師の時間外労働規制が始まったときに、何をどこまですればよいのかについては、やはり根拠となる法令や通達の内容を正確に押さえておく必要があります。

そこで本書では、まず、医師の時間外労働規制の概要と法的根拠を整理して、一覧できるようにしたうえで、労働法制と医事法制ごとに、今回の法令改正の概要と、関係法令の条文及び通達・ガイドライン等を確認しやすいように編集しました。

わかりやすさを重視しましたので、法令上の漢数字はできる限り

算用数字に改めるといった工夫もあります。

各医療機関において、医師の時間外労働規制に備えるための実務に従事している方々はもちろん、医療機関に助言・指導をされている、行政関係者、社会保険労務士、弁護士、コンサルタントの皆さんに広くご活用いただければ幸いです。

令和5年9月

大澤範恭

もくじ

第1章 医師の時間外労働規制の概要と法的根拠

1 労働時間の原則	2
2 医師に対する時間外労働規制	4
(1) 時間外・休日労働の上限（原則・A水準）	4
(2) 特定地域医療提供機関（B水準）、連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）、技能向上集中研修機関（C－1水準）及び特定高度技能研修機関（C－2水準）の時間外・休日労働の上限	4
3 特定労務管理対象機関の指定	6
(1) 特定地域医療提供機関（B水準）	6
(2) 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）	7
(3) 技能向上集中研修機関（C－1水準）	8
(4) 特定高度技能研修機関（C－2水準）	8
(5) 指定の有効期間	9
(6) 指定の取消し	9
4 医療機関勤務環境評価センター	10
5 追加的健康確保措置	11
(1) 面接指導	11
(2) 継続した休息時間の確保（連続勤務時間制限・勤務間インターバル）	12
6 労働時間短縮計画	16
7 タスク・シフト／シェアの推進	17
(1) 診療放射線技師	17
(2) 臨床検査技師	17
(3) 臨床工学技士	18

(4) 救急救命士	18
-----------	----

表 医師の時間外労働規制に関する労働法制と医事法制 の関係	20
----------------------------------	----

第2章 労働基準法関係

1 概 要

① 労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第5号）による改正の概要（令和6年4月1日施行）	34
② 医療法第128条の規定により読み替えて適用する労働基準法第141条第2項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（令和4年厚生労働省令第6号）の概要（令和6年4月1日施行）	36
③ 労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（令和4年厚生労働省告示第6号）の概要（令和6年4月1日から適用）	38

2 関係条文

(1) 労働基準法（昭和23年法律第49号）	40
(2) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）	44
(3) 医療法第128条の規定により読み替えて適用する労働基準法第141条第2項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（令和4年厚生労働省令第6号）	64
(4) 労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務（平成9年2月14日労働省告示第7号）	67
(5) 労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（令和4年厚生労働省告示第6号）	68

第3章 労働安全衛生法関係

1 概 要

- 労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第8号）による改正の概要 ————— 72

2 関係条文

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）————— 74
- (2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）————— 75
- (3) 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）————— 77
- (4) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）————— 78

第4章 医療法等関係

[医療法関係]

1 概 要

- ① 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による改正の概要 ————— 82
- ② 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第27号）による改正の概要 ————— 88
- ③ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚

生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和4年厚生労働省令第7号）による改正の概要	89
④ 医師の労働時間短縮等に関する指針（令和4年厚生労働省告示第7号）の概要	96
⑤ 医療法第110条第1項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和4年厚生労働省告示第8号）の概要	97
⑥ 医療法施行規則第80条第1号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの（令和4年厚生労働省告示第9号）の概要	98
⑦ 医療法第120条第1項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる特定分野を公示する件（令和4年厚生労働省告示第23号）の概要	99
⑧ 医療法第107条第1項の指定をした旨を公示する件（令和4年厚生労働省告示第146号）の概要	100

2 関係条文

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）	101
(2) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）	113
(3) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）	114
(4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）	116
(5) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和4年厚生労働省令第7号）	135
(6) 医師の労働時間短縮等に関する指針（令和4年厚生労働省告示第7号）	136
(7) 医療法第110条第1項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和4年厚生労働省告示第8号）	142
(8) 医療法施行規則第80条第1号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるも	

の（令和4年厚生労働省告示第9号）	143
(9) 医療法第120条第1項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる特定分野を公示する件（令和4年厚生労働省告示第23号）	144
(10) 医療法第107条第1項の指定をした旨を公示する件（令和4年厚生労働省告示第146号）	145

〔医師法関係〕

1 概 要

○ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和4年厚生労働省令第7号）による改正の概要	146
--	-----

2 関係条文

(1) 医師法（昭和23年法律第201号）	147
(2) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）	148

〔介護保険法関係〕

1 概 要

[1] 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による改正の概要	149
[2] 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第27号）による改正の概要	150
[3] 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和	

2 関係条文

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号) ━━━━━━ 152
- (2) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号) ━━━━━━ 153
- (3) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) ━━━ 155

第5章 診療放射線技師法等関係

[診療放射線技師法関係]

1 概 要

- ① 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)による改正の概要 ━━━━━━ 160
- ② 診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第119号)による改正の概要 ━━━ 161

2 関係条文

- (1) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号) ━━━━━━ 162
- (2) 診療放射線技師法施行規則(昭和26年厚生省令第33号) ━ 164

[臨床検査技師等に関する法律関係]

1 概 要

- ① 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)による改正の概要 ━━━━━━ 165
- ② 診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第119号)による改正の概要 ━━━ 166

2 関係条文

- (1) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）―― 167
(2) 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）―― 168

〔臨床工学技士法関係〕

1 概 要

- ① 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による改正の概要―― 170
② 診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第119号）による改正の概要―― 171

2 関係条文

- (1) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）―― 172
(2) 臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号）―― 173

〔救急救命士法関係〕

1 概 要

- ① 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による改正の概要―― 174
② 救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第149号）による改正の概要―― 175

2 関係条文

- (1) 救急救命士法（平成3年法律第36号）―― 176
(2) 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）―― 178

第6章 通達・ガイドライン等

1 宿日直許可・研鑽

- (1) 労働基準法関係解釈例規について（昭和63年3月14日基発第150号・婦発第47号労働省労働基準局長・婦人局長）―― 180
- (2) 医師、看護師等の宿日直許可基準について（令和元年7月1日基発0701第8号厚生労働省労働基準局長）―― 182
- (3) 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について（令和元年7月1日基発0701第9号厚生労働省労働基準局長）―― 184
- (4) 医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について（令和元年7月1日基監発0701第1号厚生労働省労働基準局監督課長）―― 188
- (5) 医療機関の宿日直許可申請に関するFAQ（2022年7月29日ver.）―― 191

2 副業・兼業

- (1) 副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第1項の解釈等について（令和2年9月1日基発0901第3号厚生労働省労働基準局長）―― 201
- (2) 副業・兼業の促進に関するガイドライン（平成30年1月策定（令和2年9月改定）（令和4年7月改定）厚生労働省）―― 207

3 専門業務型裁量労働制

- (1) 労働基準法施行規則第24条の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用について（平成15年10月22日基発第1022004号・平成18年2月15日基発第0215002号厚生労働省労働基準局長）―― 223
- (2) 学校教育法改正に伴う「労働基準法施行規則第24条の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用につ

いて」の取り扱いについて（平成19年4月2日基監発第
0402001号厚生労働省労働基準局監督課長）————— 225

4 医師の働き方改革に関するFAQ

- 医師の働き方改革に関するFAQ（2023年6月7日ver.）

————— 226

5 医師労働時間短縮計画作成ガイドライン

- 医師労働時間短縮計画作成ガイドライン 第1版（令和4年4月厚生労働省）————— 241

6. 医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価

- (1) 医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）第1版（令和4年4月厚生労働省）————— 270
- (2) 労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日厚生労働省策定）— 294

7 追加的健康確保措置

- (1) 追加的健康確保措置（連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制等）の運用について（令和3年8月4日第13回医師の働き方改革の推進に関する検討会資料1）————— 297
- (2) 長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル（令和2年12月厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学研究事業）「医師の専門性を考慮した勤務実態を踏まえた需給等に関する研究」研究班）————— 309

8 タスク・シフト／シェアの推進について

- 現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト／シェアの推進について（令和3年9月30日医政発0930第16号厚生労働省医政局長）————— 320

第1章

医師の時間外労働規制の 概要と法的根拠

1 労働時間の原則

労働時間の一般原則を定める労働基準法（昭和22年法律第49号）では、1日8時間、週40時間を法定労働時間とし、原則としてこれを超えて労働させてはならないと定めています（労働基準法第32条）。

ただし、使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定（いわゆる「36協定」）をし、これを労働基準監督署に届け出れば、法定労働時間を超えて労働させることができます。

これまで、36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の告示によって、上限の基準が定められていましたが、臨時に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別条項付きの36協定を締結すれば、限度時間を超える時間まで時間外労働を行わせることが可能でした。これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限なく時間外労働を行わせることが可能となっていました。

そこで、令和元年4月から段階的に適用が始まった働き方改革によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時の特別な事情がある場合にも上回ることのできない上限が設けられまし

た。

すなわち、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました（労働基準法第36条第4項・第5項）。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、次の事項を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて1月当たり80時間以内

- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度

上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります（労働基準法第119条第1号）。

以上の時間外労働の改正内容は、令和元年4月1日から施行され、中小企業（医療のようなサービス業の場合、資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する労働者数が100人以下）については1年間猶予された令和2年4月1日から施行されています。

医療機関においても、医師以外の医療

従事者については、この改正内容が適用されていますが、医師については、その業務の特殊性から5年間適用が猶予され、その間、関係者間において、医師の

時間外労働規制の在り方について、検討が行われ、いよいよ令和6年4月1日から医師についても時間外労働規制が始まることになりました。

2 医師に対する時間外労働規制

厚生労働大臣は、労働時間を短縮し健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、公表するものとされました（医療法（昭和23年法律第205号）第105条、医師の労働時間短縮等に関する指針（令和4年厚生労働省告示第7号））。

（1）時間外・休日労働の上限（原則・A水準）

医業に従事する医師（※）についても、36協定において定める時間外労働（休日労働を含まない。）の上限の原則は、月45時間・年360時間とされ、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第69条の3第5項）。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）には、36協定において定める時間外・休日労働の上限は、月100時間未満・年960時間とされました。ただし、月100時間以上となることが見込まれる者に面接指導を行うことを定めた場合は年960時間とされました（A水準。労働基準法施行規則第69条の4、第69条の5）。

※「医業に従事する医師」とは、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に勤務し、患者への診療を直接の目的とする業務を行う者をいいます。そのため、産業医、検診センターの医

師、裁量労働制（大学における教授研究等）が適用される医師等は「医業に従事する医師」に当たらず、時間外労働の上限規制は、一般の業種の労働者と同様の基準が適用されます（「医師の働き方改革に関するFAQ（2023年6月7日ver.）」QA-3）。

（2）特定地域医療提供機関（B水準）、連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）、技能向上集中研修機関（C-1水準）及び特定高度技能研修機関（C-2水準）の時間外・休日労働の上限

医療機関において医師が従事する業務の中には、地域の医療提供体制を確保するため又は一定の期間で集中的に必要な知識や技術を習得するために、業務の性格上、一定の長時間労働が不可避となるものが存在することから、そうした業務が存在する医療機関を、特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」と総称します）として指定することとされました（医療法第113条等）。

そして、特定労務管理対象機関の36協定において定める時間外労働（休日労働を含まない）の上限の原則は、月45時間・年360時間ですが、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）には、36協定において定める時間外・休日労働の上限は、月100時間

未満・年1,860時間とされました。ただし、月100時間以上となることが見込まれる者に面接指導を行うことを定めた場合は年1,860時間とされました（B・連携B・C-1・C-2水準。医療法第

128条の規定により読み替えて適用する労働基準法第141条第2項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（令和4年厚生労働省令第6号）第1条・第2条）。

3 特定労務管理対象機関の指定

(1) 特定地域医療提供機関（B水準）

① 都道府県知事は、次に掲げる病院又は診療所について、それぞれに掲げる業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるものを、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができるものとされました（医療法第113条第1項、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第80条、医療法施行規則第80条第1号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの（令和4年厚生労働省告示第9号））。

ア 救急医療を提供する病院又は診療所であって次に掲げるもの 救急医療の提供に係る業務

i 医療計画において3次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所

ii 医療計画において2次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直に入

院となった患者の数が年間500人以上であること

(2) 5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること

イ 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所 居宅等における医療の提供に係る業務

ウ 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所 当該機能に係る業務

② ①の指定の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、①の業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案を添えてしなければならないものとされました（医療法第113条第2項、医療法施行規則第81条第1項）。

③ 都道府県知事は、①の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、①の指定をすることができるものとされました（医療法第113条第3項）。

ア ②の労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他の次に定める要件を満たすものであ

ること（医療法施行規則第82条第1項）。

- i 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聞いて作成されたものであること。
- ii 次に掲げる事項が全て記載されていること。

(1) 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況

(2) 当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標

(3) 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

イ 面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

ウ 労働に関する法律の規定であつて次に定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものがないこと（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第14条、医療法施行規則第82条第2項）。

- (1) 労働基準法第24条、第32条、第34条、第35条第1項、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第37条第1項及び第4項並びに第141条第3項

(2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項

④ 都道府県知事は、①の指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果を踏まえなければならないものとし、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないものとされました（医療法第113条第4項及び第5項）。

⑤ 都道府県知事は、①の指定をしたときは、その旨を公示しなければならないものとされました（医療法第113条第6項）。

(2) 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

① 都道府県知事は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたものであつて、当該派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる医師の派遣を行うことによって、当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができるものとされました（医療法第118条第1項、医療法施行規則第87条）。

② (1)の②から⑤までの規定は、連携型特定地域医療提供機関について準用されます（医療法第118条第2項）。

(3) 技能向上集中研修機関 (C－1)

水準)

① 都道府県知事は、次のいずれかに該当する病院又は診療所であって、それぞれ次に掲げる医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務としてそれぞれ次に定めるものがあると認められるものを、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができるものとされました（医療法第119条第1項、医療法施行規則第94条）。

ア 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師 同項の臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの

i 医師法第16条の2第1項の都道府県知事の指定する病院（臨床研修病院）の管理者は、当分の間、研修医の募集を行おうとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならないものとされました（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）附則第4項）。

ii 研修プログラムにおける労働時間を延長して労働させ、及び休日に労働させる時間に関する

事項

iii 研修プログラムにおける宿日直勤務に関する事項

イ 医師法第16条の11第1項の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師 当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知識及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの

② (1)の②から⑤までの規定は、技能向上集中研修機関について準用されます（医療法第119条第2項）。

(4) 特定高度技能研修機関 (C－2)

水準)

① 都道府県知事は、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であって、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）を高度な技能を修得するための研修に係る業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの（当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに

限る。) を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができるものとされました(医療法第120条第1項、医療法第120条第1項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる特定分野を公示する件(令和4年厚生労働省告示第23号)、医療法施行規則第101条第1項・第4項)。

- ② (1)の②から⑤までの規定は、特定高度技能研修機関について準用されます(医療法第120条第2項)。
- ③ 厚生労働大臣は、①の確認に係る事務の全部又は一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができるものとされました(医療法第121条第2項、医療法施行規則第101条第3項)。

(5) 指定の有効期間

特定労務管理対象機関の指定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとされました(医療法第115条第1項、第118条第2項、第119条第2項及び第120条第2項)。

(6) 指定の取消し

都道府県知事は、特定労務管理対象機関がその要件を欠くに至ったと認められるとき又は特定労務管理対象機関の開設者が5の(1)の④(11頁)若しくは5の(2)の②のキ(14頁)の命令に違反したとき等は、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、当該特定労務管理対象機関の指定を取り消すことができるものとされました(医療法第117条、第118条第2項、第119条第2項及び第120条第2項)。

4 医療機関勤務環境評価センター

- (1) 厚生労働大臣が指定する医療機関勤務環境評価センター（公益社団法人日本医師会）は、病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他に定める事項について評価を行うこと等の業務を行うものとされました（医療法第107条及び第108条（令和6年4月1日以降は第130条及び第131条）、医療法施行規則第65条（令和6年4月1日以降は附則第124条）、医療法第107条第1項の指定をした旨を公示する件（令和4年厚生労働省告示第146号））。
- ① 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理を行うための体制
② 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組
③ ①の体制の運用状況及び②の取組の成果
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、当該病院又は診療所の勤務環境に関する事項
- (2) 医療機関勤務環境評価センターは、(1)の評価の結果を、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及びその所在地の都道府県知事に対して通知しなければならないものとし、都道府県知事は、通知された評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてからおおむね1年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとされました（医療法第109条及び第111条（令和6年4月1日以降は第132条及び第134条）、医療法施行規則第66条（令和6年4月1日以降は第125条））。

著者プロフィール

大澤 範恭（おおさわ のりやす）

愛知県名古屋市出身、埼玉県さいたま市在住。

東京大学法学部卒業。厚生労働省（旧厚生省）で35年間勤務、平成30年1月、社会保険労務士・行政書士事務所を開業、令和元年7月、AIP経営労務合同会社を設立。

現在は、病院専門の人事・労務コンサルタントとして活動中。

認定登録医業経営コンサルタント、特定社会保険労務士、行政書士。

(一財)生涯学習開発財団認定マスターコーチ

株式会社ワーク・ライフバランス認定ワーク・ライフバランスコンサルタント

(公社)日本医業経営コンサルタント協会埼玉県支部理事

埼玉県医療勤務環境改善支援センター医業経営アドバイザー・医療労務管理アドバイザー

AIP経営労務合同会社／AIP社会保険労務士・行政書士事務所

〒330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤3-14-19 常盤壱番館204号室

TEL 048-626-3101

E-mail nori@aip-sr.jp

URL <https://www.aip-sr.jp>



「AIP経営」で検索